

生駒市規則第 4 1 号

生駒市生涯学習施設及び体育施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 5 年 1 0 月 2 4 日

生駒市長 山下 真

生駒市生涯学習施設及び体育施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市生涯学習施設及び体育施設の使用料等に関する規則（平成 2 4 年 6 月生駒市規則第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則

第 1 条中「別表第 2」の次に「、生駒ふるさとミュージアム条例（平成 2 4 年 1 0 月生駒市条例第 3 7 号）別表」を加える。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とする。

第 4 条第 1 項中「生涯学習施設の使用料等」を「使用料等（体育施設の使用料等を除く。）」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条中「別表第 3」を「別表第 4」に改め、同条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（生駒ふるさとミュージアムの附属設備利用料金の額）

第 3 条 生駒ふるさとミュージアム条例別表に規定する市長の定める額は、別表第 3 に定める額とする。

別表第 3 中「第 3 条」を「第 4 条」に改め、同表を別表第 4 とし、別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3（第 3 条関係）

附属設備	1回当たりの利用料金の額
OHC	1台600円
液晶プロジェクター小	1台200円

備考 1の申請に対する附属設備の使用の許可ごとに1回の使用とする。ただし、当該許可が2日以上連続した使用に係る場合は、1日ごとに1回の使用とする。

附 則

この規則は、平成26年2月1日から施行する。